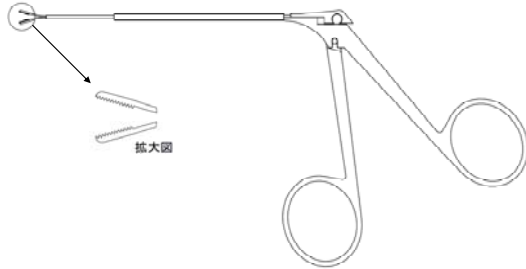


機械器具 39 医療用鉗子
一般医療機器 鉗子 10861001

異物鉗子

【形状・構造及び原理等】

形状:直



材質:ステンレス鋼

【使用目的又は効果】

本品は臓器・組織又は血管を非外傷性に把持・結合・圧迫又は支持するために用いる手術器具で、再使用可能である。

【使用方法等】

耳鼻咽喉科において手術や治療・処置の際、微細な組織や異物・その他の物の摘除、また、把持・結合・圧迫・支持するために使用する。主に耳で使用し、細かい部分の治療・処置に用いる。

【使用上の注意】

<重要な基本的注意>

- 1) 本製品は未滅菌品です。使用には適切な条件で必ず洗浄・滅菌をして使用すること〔洗浄・滅菌効果が損なわれ、また、破損の原因となる。〕(【保守・点検に係る事項】参照)。
- 2) 使用前の保守油除去
新品器具類は作動を滑らかにする等の目的で保守油が付いている。保守油を次の方法により除去してから洗浄・滅菌処理を行うこと〔保守油が付着したまま高圧蒸気滅菌すると器具が変色する原因となる。〕。
 - ①保守油の除去方法
エタノール浸漬又は保守油除去用洗浄剤により保守油を除去し乾燥を行うこと。一度で除去しきれない場合は、2～3度同様の作業を行うこと。
 - ②保守油除去後の処理
潤滑剤は水溶性潤滑剤を使用すること。
- 3) 鋼製器具は使用目的にあわせ、繊細かつ精巧に作られているので、変形やキズをつけるなど粗雑な取扱いは避けること〔製品の寿命を著しく低下させるおそれがある。〕。
- 4) 本製品は非常に微細のため、先端等の重要な部分へは過度な力や衝撃、干渉により損耗が生じないように注意すること。使用前には必ず先端に変形等異常がないことを目視・触手で確認すること〔製品の破損や予期せぬケガの原因となる。〕。
- 5) 本製品に衝撃を加えたり、変形させたり、加工・打刻等の二次加工は行わないこと〔製品を著しく劣化、消耗させ、故障・破損の原因となる。〕。

<不具合・有害事象>

- 1) その他の不具合
変形、シミ、変色、腐食・孔食による動作不良や損傷、破損、把持不良
- 2) 重大な有害事象
破損した破片の体内遺残、感染症
- 3) その他の有害事象
破損に伴う出血や組織損傷

【保管方法及び有効期間等】

- 1) 貯蔵・保管は洗浄をした後、腐食・変色・シミを防ぐために保管期

間の長短にかかわらず必ず乾燥させること。

- 2) 滅菌済のものを貯蔵・保管するにあたっては、再汚染を防ぐためにも清潔な場所に保管し、有効保管期間の管理をすること。
- 3) 可動部(支点部)は水溶性潤滑剤を塗布して保管すること。

【保守・点検に係る事項】

- 1) ステンレス鋼製品は、定期的に“着色・錆除去剤”でのメンテナンスを推奨する。
- 2) 洗浄前の一次消毒は行わないこと〔付着物の変性固着により洗浄・滅菌効果が損なわれることがある。〕。
- 3) 使用後は付着した血液・体液・組織・薬液等が乾燥する前に速やかに洗浄すること。
- 4) 洗浄に使用する洗剤は医療用洗剤を使用すること。また、洗浄には pH が中性に近い(≒ pH6～8)洗剤を使用すること〔酸・アルカリ・塩素系の強い洗浄剤及び消毒液を使用すると、製品の劣化・腐食を促進させるおそれがある。〕。
- 5) 洗浄装置(超音波洗浄装置、ウォッシャー・ディスインフェクター等)を使用するときは、器具同士が接触して損傷することがないように注意しバケットに収納して洗浄すること。
- 6) 洗浄に使用する水は、蒸留水や脱イオン水を使用すること。水道水は中に含まれる残留塩素及び有機物質が腐食・変色・シミの原因となる。また、洗剤の残留がないよう十分にすすぐこと。
- 7) 洗浄後は直ちに滅菌を行うか、又は直ちに乾燥させること。湿った状態で長時間放置すると器具表面への腐食又は変色・シミの原因となる。
- 8) 磨き粉や金属ウール等で器具の表面を磨くことは避けること〔製品表面のキズ・損傷・腐食の原因となる。〕。
- 9) 滅菌前には、汚れ・損傷等が無い点検すること。点検後、適切な条件で必ず滅菌を行うこと。
- 10) 本製品の使用開始時や再滅菌して繰り返し使用するにあたっては、高圧蒸気滅菌、プラズマ滅菌、EOG 滅菌が可能である。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者:永島医科器械株式会社

TEL. 03-3812-1271



製造業者: 永島医科器械株式会社 第三工場